

反社会的勢力の排除に係る取組みについて

平成24年3月14日理事会決議
日本商品先物取引協会

暴力団をはじめとする反社会的勢力の排除に係る取組みについては、平成4年3月の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)の施行により、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制や暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間団体の活動を促進する措置等が講じられ、平成19年6月には、政府において、反社会的勢力の排除に係る取組みを一層推進するよう、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を策定し、公表した。

また、昨年10月には、暴力団の影響力を排除することにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例が全ての都道府県において施行されるに至っている。

本会の会員である商品先物取引業者においては、これまでも様々な取組みが推進されてきたところであるが、このような社会情勢を踏まえ、本会では、会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者(以下「会員等」という。)の行う商品デリバティブ取引等への社会的信頼を維持し、商品先物取引業務の適切性及び健全性を確保するとともに、会員等が反社会的勢力の排除に積極的に取り組み、反社会的勢力の不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶するため、会員等に対し、下記の原則に則した実効性のある対応を求め、かつ、本会としてこれを支援することにより、反社会的勢力と断固として対決していくことを、ここに宣言する。

記

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶すること。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこと。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わないこと。
4. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わないこと。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、警察その他の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築すること。

以上